

解題 その2 不測時の対策法制と予測システム

2024年4月16日
株式会社農林中金総合研究所
理事研究員 平澤 明彦

■現行基本法下の最初の基本計画（2000年）→「不測時の食料安全保障マニュアル」（2002年。2012年に緊急事態食料安全保障指針に改名）

■2015年の基本計画以降、上記指針の下でシミュレーション演習を実施（これまでに4回）2021年食料安全保障アドバイザリーボード設置

▶現行の仕組みのさまざまな課題、整理の必要性

■食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（2023年6月2日）→不測時の「基本的な対処方針を明確に」「政府全体の意思決定を行う体制を構築」「対応根拠となる法制度を検討」する

■「不測時における食料安全保障に関する検討会」2023年8月-12月、とりまとめ

▶現状のおもな問題 → 法制案

- ・政府の体制：農水省の「緊急事態食料安全保障指針」は法令に基づかず、政府全体の意思決定や指揮命令体制はない
- ・不測時対応を定めた各種現行法制度の不足点：対象物品・場面が限定的、早期の措置を講じられない、措置の内容が不十分

政令で定める

- 対象品目は米、小麦、大豆など及び資材
- 基本方針の策定（平時・困難兆候・困難事態の3段階、兆候と事態の基準、情報収集と対策、体制）
- 需給状況に関する報告の徴収
- 対策本部（困難兆候の段階で設置、総理大臣と全国務大臣、期間別の供給目標数量と対策などの実施方針を策定）
- 対策本部設置中の困難事態対策
 - 輸入・生産・販売・製造業者による出荷・販売の調整、輸入・生産・製造の拡大
 - ・困難兆候の段階：要請
 - ・困難事態の段階：計画の届出指示、不足であれば計画の変更指示
 - ・財政措置：要請による取組の円滑化、計画変更の経営への影響回避
 - ・罰則 ①財政措置(20万円以下)：計画届出拒否、報告拒否・虚偽報告等。②公表：届出た計画に沿った取組をしない or 計画変更の指示に従わない場合（※正当な理由が無い場合）
 - 各種法令による価格高騰・供給不足対策（関税、買占防止、物価統制など）
 - 国民が最低限度必要とする食料を確保する措置 → 生産転換、割当・配給等
 - 報告の徴求と立入検査が可能

- 政府対策本部：多様な事態に対処できる（震災、原子力災害、戦争）
- 需給情報の整備 → 現状の把握、有効な対策
- 法案審議における検討と社会的合意の形成 → 正当性、順守
- 官民ともに平時から体制や手順の準備ができる
- 定まったルールに基づき検討を進めることができる
 - 例：関係省庁が参加した演習、施策の詳細化など

- 「不測時における食料安全保障に関する検討会」（前記）取りまとめ 9その他
(1) 28頁はスイスの意思決定支援システムに言及
- **システムのない現状：迅速に多様な要素（調達先、品目、資材、用途や生産の転換）を考慮して最適な方策を見出すことは容易ではない。** 過信は禁物だがシステムの力を借り参考にすべき
- **問われること**（スイスの例から）
 - 一人当たり供給（熱量,栄養）等はどうなるのか（→供給確保、政策発動）
 - 供給はどのようにすべきか（組み合わせ）
 - ・備蓄の取り崩し、輸入拡大、代替品目への振り替え
 - ・何をどれだけ増産するか（米、麦、芋）
 - ・飼料米の食用化、家畜の早期屠畜
 - 事態の変化や推移に応じた予測（例：輸入の減少→減少幅が拡大したらどうすべきか）
 - 各種不測事態の多種多様なシナリオ分析
- 長期にわたりノウハウを蓄積し改良を行う専門家の育成が必要

基調報告の位置づけ

■不測時の食料安全保障にかかる経済・社会の実情

▶法制化や制度運用の前提となる議論

■3つの異なる視点から論じる

視点	報告者（パネリスト）	
国際情勢	柴田明夫様	資源・食糧問題研究所 代表
食品メーカー	中井敏雄様	日清食品ホールディング株式会社 執行役員CRO
消費者	二村睦子様	日本生活協同組合連合会 常務理事

▶情勢変化、過去の経験、注意すべき点など

■パネルディスカッション

▶各分野における不測時の問題、民間における対応策、民間と政府の役割
および法制の課題